

○志木市長交際費支出基準

平成14年4月1日
制定

1 趣旨

この基準は、市長が交際費を支出する範囲等について必要な事項を定めるものとする。

2 基本的な考え方

交際費は、円滑な行政執行のため、市を代表して外部との交渉を行う際、特に必要とする経費として支出するものである。したがって、市民の疑惑が生じることのないよう社会通念上妥当と認められる範囲内で、公平かつ適正に執行するとともに、必要最小限となるよう努めるものとする。

3 支出基準

交際費は、次のいずれかに該当する場合で、対外的な折衝の際、社会通念上、妥当な範囲内で支出するものとする。

- (1) 市政運営上、個人又は団体との協力、支援関係を維持する上で必要がある場合
- (2) 市政運営上、密接な関係のある個人又は団体で儀礼を尽くす必要がある場合

4 交際費の支出区分、支出額及び限度額

交際費は、市長又は市長の指名した者が出席する場合に支出し、その支出区分、支出額及び限度額は、別表に掲げるとおりとする。

5 執行に当たっての留意点

祝金等のお返し、記念品は、原則として受け取らない。重複して執行しないように十分留意し、予算の範囲内で適正かつ厳正な執行に努めるものとする。

6 支出内容の公開

交際費の支出内容は、公開する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表（４関係）

（１）祝金等

種類	区分	支出額	限度額	備考
祝金	各種団体からの案内により総 会、新年会、懇親会、事業等に 出席する場合		10,000	
	（１） 会費が明記されている 場合	当該金額		
	（２） 飲食を伴い、市民会館、 ホテル等の一般的宴会場に 出席する場合	5,000		
	（３） 飲食を伴い、公民館、総 合福祉センター等の公共施 設に出席する場合	3,000		
	（４） 会議のみの場合	なし		
賛助金 又は協 賛金	平和、環境、福祉活動団体等の 実施する事業等に対する賛助又 は協賛	5,000	10,000	
その他	上記のほか、特に市政推進上市 長が必要と認めた場合	社会通念上、妥当と 認められる金額		

(2) 花環等

区分		香典	花環	弔電
議員	本人	10,000円	○	○
	配偶者	10,000円	○	○
	子又は実父母	10,000円	○	○
	同居の親族	10,000円	○	○
	前・元議員	10,000円	○	○
行政委員	本人	10,000円	○	○
	配偶者			○
	子又は実父母			○
行政協力団体の役員	本人	10,000円	○	○
	配偶者			○
	子又は親			○
職員	本人	10,000円	○	○
	配偶者	10,000円	○	○
	子又は実父母			○
	同居の親族			○
近隣関係自治体の長	本人	10,000円	○	○
	配偶者	10,000円	○	○
	子又は実父母			○
上記のほか、市長が特に必要と認めた場合		10,000円	○	○
備考				
(1) 花環は、生花又は花環とする。				
(2) 議員は、市議会議員、市を選挙区とする国会議員及び県議会議員とする。				
(3) 行政委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他法令の規定に基づき、選挙又は議会の同意を得てその職にある次に掲げる者とする。				

- ア 教育委員会委員
- イ 選挙管理委員会委員
- ウ 公平委員会委員
- エ 農業委員会委員
- オ 固定資産評価委員会委員
- カ 監査委員

(4) 職員は、特別職（市長、副市長及び教育長）を含むものとし、元特別職又は前特別職の場合には、本人のみとする。